

「原発起因災害」克服総合戦略の立法化

東北志士の会

代 表	根本 匠（福島）
世話人代表	鈴木俊一（岩手）
幹 事 長	西村明宏（宮城）
事務総長	御法川信英（秋田）

特定原子力事故災害対策推進法概要

東京電力福島原子力発電所に係る原子力発電所事故による放射性物質の広範囲にわたる放出に伴う住民の健康被害及び産業活動の停滞の防止に関しては、震災からの復旧・復興とは別の枠組みが必要であり、このための総合対策をパッケージとして提示する。

一 特定原子力事故災害対策の基本原則

- 1 迅速な実施
- 2 関係者との連携協力を図り、国の責任において実施

二 特定原子力事故災害対策基本計画等

- 1 施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本計画の策定
- 2 特定地域における工程表の策定

三 特定原子力事故災害対策の推進

- 1 放射性物質等に係る調査の実施、評価及び公表
- 2 放射性物質等の影響についての国民の理解の促進
- 3 健康診断及び心身の健康に関する相談の実施、医療の提供等
- 4 放射性物質の除染等の実施
- 5 放射性物質の除染等に関する技術の研究開発・普及の促進
- 6 風評被害の防止のための施策の実施
- 7 原子力損害の賠償の迅速・適切な実施
- 8 被災地域の雇用の創出及び活力回復
- 9 地方公共団体に対する財政措置等